

分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業

43百万円（57百万円）

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1．事業の概要

第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）に位置付けられた「地域循環圏」について、課題、評価手法及び推進施策等を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』の策定を進めている。同戦略を踏まえた地域循環圏形成主体（行政、事業者、NGO/NPO、市民等が参加する地域協議会等）が策定しようとする地域計画について、必要な支援を行う。

また、各地域で策定した地域計画を促進するため、革新性等を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するなど、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2．事業計画

（1）地域循環圏高度化、発展戦略に基づく地域計画策定支援

地域循環圏形成のためには様々なセクター（行政、事業者、NGO/NPO、市民等）の参加による現状の課題認識と取り組むべき方向性の合意形成が必須であるので、地域計画策定に係る必要な支援を行う。

< 支援内容 >

- ・ 地域協議会運営費
- ・ 現状調査、先進事例調査
- ・ 地域循環圏形成シミュレーション経費（循環資源賦存量推計等）
- ・ FS調査

（2）地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、CO₂等の温室効果ガス排出量削減等にも寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

3．施策の効果

各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。

分散・自立型の持続的で災害に強い地域循環圏整備推進事業

- ・循環資源の性質に応じた『地域循環圏』を複層的・有機的に繋げていくことで、多様かつ高度な資源循環を実現（低炭素型、廃棄物減量、資源抑制(代替)、高付加価値、高安定性確保、地域活性化等）
- ・東日本大震災を契機とした災害リスクへの適応(資源循環拠点機能の相互補完)

本事業の特徴：

地域循環圏形成主体(行政、事業者、NGO/NPO、市民等が参加する地域協議会等)が策定しようとする地域計画のコーディネートを積極的に実施。

< 地域循環圏形成に資する利活用モデル及び地域での展開拡充イメージ(例) >

